

対象工事の設計金額の変更について (予定価格の事後公表のモデル的試行)

平成22年10月6日
建設管理課

平成22年9月以降の試行に向けて、先に説明を行ったこのことについては、以下の理由により、下記の金額に変更します。

対象工事の設計金額 8,000万円以上⇒4,000万円以上 に変更

○ 理由

- 1 今後の発注計画・発注見通し等から、設計金額8,000万円以上の対象工事が少数となると判断されること。
- 2 各地域振興局で全県的に試行する必要があること。

報告事項補足資料

平成22年7月28日
秋田県建設業審議会

予定価格の事後公表の検討について

I 予定価格の事前公表について (略)

II 予定価格の事後公表の検討について (1) 事後公表の検討 (略)

(2) 事後公表のモデル的試行について

(事後公表のモデル的試行)

- 応札者の独自の積算に基づいた見積もり努力が、適正な契約の履行に結びつくか検討するため、予定価格の事前公表を行わず、事後公表のみとするモデル的試行を行う。

① 試行対象工事

4,000

応札者の積算能力を検証するため、当面、設計金額~~8,000~~万円以上の一般土木工事から適切な案件を選定する。

② 試行開始時期・・・平成22年9月以降に公告する工事を対象